

**BCPフォーラム**  
**取引所取引専門部会 報告書**

平成18年9月29日

## 取引所取引専門部会の審議経過

### 第1回会合

平成18年5月30日(火)

- 部会長及び副部会長の選任並びに委員の紹介について
- 清算・決済分科会について
- 当専門部会における議論の前提について
- 証券取引所のBCPの現状について
- 取引所取引に係る証券市場全体としてのBCPに関する主な論点について

### 第2回会合

平成18年6月28日(水)

- 証券取引所の個別のBCPに係る検証(2)について
- コンティンジェンシープランの内容の検証
- 有事の際の取扱い等の明確化について
- 目標設定について

### 第3回会合

平成18年7月27日(木)

- 目標設定について(続き)
- バックアップ体制について

### 第4回会合

平成18年9月7日(木)

- 清算・決済分科会における審議内容報告について
- バックアップ体制について(続き)
- 情報の集約・還元・提供を図る体制について
- 取引所取引専門部会報告書骨子(案)について

### 第5回会合

平成18年9月29日(金)

- 取引所取引専門部会報告書案について

## 目 次

1 . はじめに	1
2 . 前提条件等について	2
( 1 ) 「取引所取引に係る証券市場全体のBCP」の定義	2
( 2 ) 「有事」の想定	3
3 . インフラ機関におけるBCPの現状と課題について	3
( 1 ) インフラ機関における個別のBCPに係る検証	3
( 2 ) 主要な機能（約定機能及び清算・決済機能）毎の主な課題の検証	4
( 3 ) インフラ機関間の連携に係る検証	9
4 . 有事の際の取扱いの明確化について	10
( 1 ) 売買に係る記録が失われた場合の約定の取扱い	10
( 2 ) 売買に関する規制措置	11
5 . 再開・復旧目標について	11
6 . バックアップ体制について	12
7 . 情報の集約・還元・提供を図る体制について	13
8 . おわりに	14

( 別添資料 )

第 部 取引所取引専門部会 検討資料

第 部 取引所取引専門部会 清算・決済分科会 報告書

# BCPフォーラム

## 取引所取引専門部会 報告書

### 1. はじめに

「取引所取引専門部会」（以下「当専門部会」という。）は、日本証券業協会「証券市場全体の事業継続計画に関する検討ワーキング」の報告書「証券市場関係機関及び参加者間に亘る全体的且つ横断的な事業継続計画の整備のための取組みについて」（平成18年2月14日）を受けて設置された「BCPフォーラム」における「証券市場BCP協議会」の下位機関として設置され、平成18年5月30日に議論を開始した。

設置の趣旨は、「取引所市場における売買及びその清算、決済について、有事の際にも可能な限り継続できる体制の構築並びに一時的に継続が困難となった場合に可能な限り早期に再開できる体制の構築及び関連情報の集約・還元・提供を図る体制の構築に関して必要な事項の検討を行う」というものである。

当専門部会で扱う取引所取引は、証券市場全体の事業継続計画を考える場合の最も中核的な要素であり、「貯蓄から投資へ」の流れの中で、我が国経済における証券市場の果たすべき役割が拡大するとともに、取引所取引に係る事業継続・早期再開の要請は、社会的にも高まっている。一方で、取引所取引は、大別して3つの担い手、すなわち取引の主体である投資者、取引の仲介者としての証券会社及び取引に係るインフラを提供する証券取引所・清算機関・決済機関といった機関によって営まれるものであるが、これらのうち取引に係るインフラを提供する機関については、それぞれが独自の機能を有しており、他者による代替可能性が低いために、単一の機関の事業継続の可否が取引所取引全体の事業継続に大きな影響を及ぼすという特殊性を有している。

今回、我が国としては初めて、取引所取引全体としての事業継続計画を検討するにあたり、当専門部会としては、上記のような状況や取引所取引の持つ特殊性を踏まえ、取引所取引に不可欠であり、その事業継続の可否が取引所取引全体の継続の可否を左右するような機関、具体的には、証券取引所、日本証券クリアリング機構、証券保管振替機構、日本銀行及び資金決済銀行（以下「インフラ機関」という。）の事業継続に関連する事項を主な審議対象とすることとした。

審議に際しては、実務的見地から検討を進めるべく、インフラ機関及び証券会社の実務担当者から委員を選任し、具体的には以下の5点を検討項目として審議を行った。

インフラ機関における事業継続計画（以下「BCP」という。）の現状と課題

災害等により、取引所市場における売買又はその清算・決済に障害が生じた場合における約定の取扱い等のルールの明確化

災害等発生時の取引所市場における売買及びその清算・決済に係る情報の集約・還元・提供を図る体制

インフラ機関におけるバックアップ体制

その他検討を要する事項

また、取引所取引に係る約定、清算、決済のうち、清算・決済については専門性が高く、事業継続が困難になった場合の影響や対応方法などにも差があると考えられることから、清算・決済に係る分科会（以下「分科会」という。）を設置し、当専門部会と並行して、検討を進めた。

分科会は、前述の当専門部会における5点の検討項目のうち、以下の5点を具体的な検討項目として審議を行い、その結果はこの報告書に反映させた。

取引所取引清算機関、取引所取引現物決済機関及び取引所取引資金決済機関のBCPの現状と課題

災害等により、清算又は決済に支障が生じた場合における未決済約定の取扱い等のルールの明確化

災害等発生時の清算及び決済に係る情報の集約・還元・提供を図る体制

取引所取引清算機関、取引所取引現物決済機関及び取引所取引資金決済機関におけるバックアップ体制など、清算又は決済に支障が生じる状況を回避するための方策

その他検討を要する事項

## 2. 前提条件等について

### (1) 「取引所取引に係る証券市場全体のBCP」の定義

当専門部会における議論の前提として、まず第一に、インフラ機関がそれぞれ

れ独立した組織であり、また、それぞれにおいてBCPに係る体制整備がなされつつある現状を鑑み、「取引所取引に係る証券市場全体のBCP」の定義としては、各インフラ機関が個社ベースのBCPに係る体制を適切に構築、整備した上で、インフラ機関間の関係を踏まえて必要な整合性を確保していくことをもって「取引所取引に係る証券市場全体のBCP」と考えることとした。

## (2) 「有事」の想定

第二に、当専門部会で想定すべき「有事」の範囲としては、取引所取引に係るインフラ機関の全部若しくは一部において事業継続が困難となり又は各市場において合わせると大きなシェアを有することとなる取引参加者において事業継続が困難となるなどにより、各証券取引所の開設する市場における取引自体の継続に重大な支障が生じるようなリスクの発現を「有事」として想定することとした。

具体的には、大規模地震、風水害、広域的な社会インフラの停止又はインフラ機関における大規模なシステムトラブル等により前述のような結果が生じる場合が考えられる。

## 3. インフラ機関におけるBCPの現状と課題

前述のとおり、当専門部会では、各インフラ機関が個社ベースのBCPに係る体制を適切に構築、整備した上で、インフラ機関間の関係を踏まえて必要な整合性が確保されることをもって「取引所取引に係る証券市場全体のBCP」と考えることとした。そこで、まずは、各インフラ機関におけるBCPに係る体制が適切に構築、整備されているかを検証し、現状の評価及び対処すべき課題の抽出を行い、その上で、インフラ機関間の関係を踏まえ、必要な整合性が確保されているかを検証した。

### (1) インフラ機関における個別のBCPに係る検証

現時点でBCPを有している主要なインフラ機関について、主に以下の観点から個別にBCPの現状を分析した結果、現有のBCPの項目及び内容についてはいずれも概ね妥当性があるものと認められた。

- ・対象範囲（対象事業・業務、対象施設、対象人員）
- ・策定プロセス（ビジネスインパクト分析、リスク分析、目標復旧時間の設定）
- ・プランニングの内容（規程等の構成、組織体制、発動基準、BCP発動時のフェーズ（初期対応、暫定対応、本格対応）及び対応フロー、BCP対策本部、コンティンジェンシー・プラン）
- ・運用体制（人員の確保、通信手段の確保、バックアップ体制、BCP教育、BCPテスト）

しかしながら、海外の主要な市場と比較すると、BCPを策定していないインフラ機関があるなど、インフラ機関におけるBCPの策定が全体として遅れている、BCPをすでに策定しているインフラ機関においても、一時的に事業継続が困難となった場合の復旧・再開目標があいまいである先が少なく、早期の復旧・再開を果たすためのバックアップ体制が全体として貧弱である、という問題点を指摘することができる。

このような現状を踏まえ、現時点でBCPを有していないインフラ機関においては、当専門部会における審議内容を尊重しつつ、それぞれの実情等に応じて適切な対応がなされることが望まれるとともに、BCPを有しているインフラ機関においては、環境変化に応じたBCPのアップデートなど、速やかに見直すことが必要かつ可能な事項について、早期に改善を図ることが望まれる。

また、各インフラ機関においては、中長期的な展望の下に「復旧・再開目標時間」を設定し、当該目標を達成するために適切な「バックアップ体制」の構築について検討し、必要な対応を実施していくことが望まれる。

## （２） 主要な機能（約定機能及び清算・決済機能）毎の主な課題の検証

### （ ） 証券取引所におけるBCP（約定機能に係るBCP）の検証

#### 基本的な考え方

証券取引所は、多数の取引参加者の需給を統合することによる公正な価格の発見と豊富な流動性の提供とを主な機能としている。

これらの機能は現在、大規模なシステムによる処理をもってのみ実現可能となっていることから、システムの安定的な稼働が確保できなくなった場合

には、取引所取引の継続は困難となる。

また、相当のシェアを持つ取引参加者が売買に参加できない状況となった場合にも、これらの機能が損なわれることから、取引所取引の継続は困難となる。

こうしたことから、各証券取引所においては、上記のような場合に備えてそれぞれの実情に応じたコンティンジェンシー・プランを策定・公表し、一定のルールのもとで、売買を停止することとしている。

この証券取引所におけるコンティンジェンシー・プランについては、「取引所取引に係る証券市場全体のBCP」という観点から見ると、有事の際に必要な応じて行う自動的かつ緊急避難的な約定機能の停止であり、証券取引所のBCP（約定機能に係るBCP）を構成する極めて重要な要素である。さらに、実務的な観点から見ても、証券取引所におけるコンティンジェンシー・プランは、取引参加者をはじめ、取引所取引の関係者にとって影響が大きいものであると考えられる。

しかしながら、この証券取引所におけるコンティンジェンシー・プランについては、西暦2000年問題への対応として策定されて以降これまで、近時の証券市場をめぐる環境変化を踏まえた見直しは行われていないのが現状であり、この点については速やかな見直しが必要かつ可能である。

そこで、今回、約定機能に係る主な検討課題として、各証券取引所のBCPのうち、特にコンティンジェンシー・プランの内容について検証した。

### 具体的な検証

各証券取引所においては、以下の具体的な検証その他当専門部会における審議内容を尊重しつつ、それぞれの実情等に応じ、コンティンジェンシー・プランの見直し等について適切に対応していくことが求められる。

#### a コンティンジェンシー・プランにおける発動基準

##### (a) 指標

多くの証券取引所においては、現行のコンティンジェンシー・プランにおいて売買停止を発動する基準（以下「発動基準」という。）の一つとして、売買に参加できない取引参加者の「売買高シェア」の合

計が一定以上となった場合を定めている。しかしながら、売買単位の多様化が進む中で、市場の流動性を測る指標としては売買高よりも売買代金のほうがより適切になってきていることから、当該発動基準について、「売買高シェア」を「売買代金シェア」とすることが合理的であると考えられる。

また、市場の拡大や小口注文の増加により注文・約定件数が急増して、これら进行处理する各インフラ機関のシステムのキャパシティとの関係が問題となるケースが生じている。キャパシティ不足で市場が正常に機能しなくなるといった事態を未然防止するためには、システムの拡張性の確保やきめ細かいキャパシティ管理が不可欠であるが、それでも対応できないような不測の事態が生じた場合には、コンティンジェンシー・プランにおいてもこれに備える必要がある。現在の各証券取引所のコンティンジェンシー・プランには「システムのキャパシティ超過のおそれがある場合」が想定されていないため、新たな発動基準として、それぞれのシステム能力の一定水準を目安にその時点の売買状況を勘案した上で、売買の停止が必要かどうかを総合的に判断する旨を追加することが適当である。

## (b) 水準

多くの証券取引所においては、売買に参加できない取引参加者の売買シェアの合計が一定の水準となった場合を発動基準としているが、現在、当該一定の水準は「2割」と定められている。

当該水準については、売買の継続に対する要請が以前よりも高まっていると考えられることを踏まえ、引き上げることも考えられる。しかしながら、一方で、例えば東京証券取引所の場合を見ると、取引参加者別の売買代金シェアについては分散化が進み、上位数社が同時に売買に参加できない状況となった場合にはじめて「2割」を超えることとなる状況であることから、現行の水準で相当程度、売買の継続は確保されるものと考えられる。

さらに、売買の継続に対する要請に応える観点からは、当該水準を引き上げるよりも、むしろ、発動基準に達した場合にはできるだけ自動的に売買の停止を行ったうえで、次に述べるように売買の再開について柔軟な運用とすることにより、早期の売買の再開を目指していく

ことが有益であると考えられる。

こうした点を踏まえると、現行の発動水準である「2割」については、現時点で見直す必要は認められないと考えられる。

なお、特定の証券会社のシェアが大きい商品又は取引所については、一律に2割超の基準を適用して売買を停止することが必ずしも適切ではない場合も考えられることから、このような場合においては、現行の発動水準である「2割」を基本としつつ、追加的な条件をつけるなどそれぞれの取引所において必要な工夫をすることが望ましい。

#### b コンティンジェンシー・プランが発動された場合の売買の再開

有事の際等にコンティンジェンシー・プランが発動され一時的に売買が停止された後の売買の再開について、例えば売買に参加できない取引参加者の売買代金シェアが一定水準を下回る状況となることなど、予め一定の基準を設けることが考えられる。しかしながら、取引参加者における対応や復旧状況等によっては、コンティンジェンシー・プラン発動前のシェアに基づく一定の基準を売買の再開のための基準とすることに合理性が認められない可能性も少なからず考えられる。

したがって、売買の再開については予め数値基準は設けず、取引参加者における対応や復旧状況に加えて、投資者の動向や、さらには証券取引所の約定機能に係る復旧・再開目標も念頭に置きながら（後述の5.復旧・再開目標を参照）、証券取引所において柔軟に早期の再開を模索していく仕組みとすることが適当であると考えられる。

#### ( ) 清算・決済機関におけるBCP（清算・決済機能に係るBCP）の検証

##### 基本的な考え方

清算・決済は、売買により成立した契約（約定）を履行していくという行為である。証券取引所における売買が、多数者の参加によって最良の効果を追求するものであるために、それが阻害される場合には、売買自体を取り止めることとすることが求められるものであるのに対して、取引所取引に係る清算・決済は、成立した契約それぞれを履行していくものであるために、そ

の遅延は、金融システムにおけるシステミックリスクの顕在化につながるおそれがあることから、約定の履行ができない参加者が多数いる場合でも、全体としては清算・決済を継続して、履行可能な参加者間では履行を進めることを原則とすべきであると考えられる<sup>1</sup>。

そのため、清算・決済に係るインフラ機関においては、当日中の清算・決済分については当日中に結了し、翌日以降への繰延べが生じないように実務を検証し、補強することが適当である。

また、清算・決済に係るインフラ機関の業務は、いわば不可分な一連の業務フローとして実行されていく性質のものであるため、個々のインフラ機関における体制に加え、その間の連携や整合性の確保が不可欠であるが、この点についての本格的な検証はこれまで行われていないのが現状である。

そこで、今回、清算・決済機能に係る主な検討課題として、上記の観点を中心に、清算・決済に係るインフラ機関におけるBCPについて検証した<sup>2</sup>。

#### 具体的な検証

まず、清算・決済機能に係る業務のうち証券決済関連業務に関しては、インフラ機関におけるシステム障害やオペレーション障害によって短時間(3時間程度)の業務停止が発生した場合であっても、手作業による処理などの代替手段の実行や決済時限の変更等により、当日中の決済結了が可能であることが確認された<sup>3</sup>。

また、清算・決済機能に係る業務のうち資金決済関連業務に関しても、各資金決済銀行の業務や銀行間の資金決済ネットワークインフラである日銀ネット・全銀システムにおいて同様の事態が発生した場合には、清算銀行業務取扱支店以外の本支店やバックアップサイト等の他の業務拠点への切替えにより、当日中の決済結了が可能であることが確認された。

こうしたことに加えて、清算・決済に係る当日中の決済結了を確実にするための有事の際の更なる取組みとして、次の方策が考えられる。

第一に、証券決済に係る対応に関し、システム障害時等の代替運用として

---

<sup>1</sup> ただし、資金決済に関し、金融市場に大きな混乱がみられるような場合については状況に応じた対応を検討する必要がある。

<sup>2</sup> 具体的な検証にあたっては、現物取引の清算・決済機能に係る業務をモデルケースとして検証を行った。

<sup>3</sup> 広域災害や長期障害等への対応については、後述する「6.バックアップ体制」を参照。

手作業処理により対応する場合でも、その所要時間をできる限り短縮するため、フェイルの追加支払い処理に係る代替システム（例えば、フェイルを発生させた参加者の追加支払額等を計算するプログラムや追加支払額情報のFAX送信のシステム化等）を導入する、また、決済日前日の振替請求処理等に係る業務スケジュールの見直し（例えば、清算機関から決済機関への振替指図データ送信時刻の早期化等）を検討することが挙げられる。

第二に、資金決済銀行において障害等が発生した場合の対応に関し、日銀当預口座を通じ代替的に資金振替を行うことや当該資金決済銀行以外の金融機関へ迅速に切り替えるため、予め各参加者が口座の開設・与信枠の確保等を行っておくこと等が挙げられる。

第三に、証券保管振替機構の振替システムの稼働時間を変更し、決済機関での振替処理に要する時間を確保するという対応が挙げられる。ただし、これについては、証券保管振替機構で取り扱っている一般債の決済や照合業務等、他の業務処理にも影響を与える可能性があることから、当該対応の実施の是非については、その影響を比較衡量すべく、他の専門部会においても検討を求めることとしたい。

第四に、全銀システムの稼働時間を変更し、清算・決済に係る業務処理に要する時間を確保するという対応が挙げられる。ただし、これについては、BCPフォーラムの枠組みを超えて関係者が広がっていくことも考えられることから、今後、適切な相手先と調整等を行っていくことが適当と考えられる。

### （３） インフラ機関間の連携に係る検証

証券取引所と清算・決済機関の連携を要する場合として、有事の際、証券取引所においては売買の継続又は再開が可能な状態であったとしても、清算・決済機関においては清算・決済の継続又は再開が不可能な状態で、その復旧・再開に日数を要する見込みであるケースが考えられる。こうした場合、決済日が未定となる売買を成立させることは実務上困難かつ売買契約上も適切とはいえず、却って事態の混乱を引き起こす可能性が高いと考えられる。したがって、清算・決済機関における業務再開が可能となるまでの間は、各取引所における売買の停止措置が必要と考えられる。

この点に関して、現状、証券取引所においては、清算・決済機関のシステムに障害が発生し、復旧に日数を要する場合、コンティンジェンシー・プランに

基づき売買を停止することとされており、証券取引所と清算・決済機関の間の必要最小限の連携は確保されているものと考えられるが、更なる連携強化の観点から、システム障害以外の事象による業務停止まで含めた対応が検討されることが必要と考えられる。

そのほか、インフラ機関間の意思決定の整合性の確保や実務対応の円滑化を実効的なものとするため、インフラ機関間の連絡体制の整備を進めることが必要と考えられる。

#### 4．有事の際の取扱いの明確化

インフラ機関におけるBCPの現状と課題は上述のとおりであり、各インフラ機関においては、それぞれの課題に積極的に取り組んでいくことが求められるが、それらと並行して、現状では取扱いが必ずしも明確でないとの指摘がある事項についても検討する必要がある。

これらについては速やかな見直しが必要かつ可能であり、当専門部会では、そうした事項について検証した。

##### (1) 売買に係る記録が失われた場合の約定の取扱い

有事の際には、システム障害等により売買に係る記録が消失する可能性があると考えられる。ゆえに、各インフラ機関においては、こうした事態を想定し、未然防止の観点から、バックアップ体制を整備し可能な限りデータを保全することに努める必要がある。また、万一、記録が消失した場合には、復元を容易とするために予め用意しておいたシステム上の仕組みを利用したり、それでも足りなければ、関係者がそれぞれに保有するデータを持ち寄ることなどにより、可能な限り当該記録を復元する努力をすることが有事の際の対応策として求められると考えられる。

しかしながら、そうした関係者の努力があってもなお、約定の記録の一部が消失する可能性を完全に無くすことは困難である。

したがって、証券取引所においては、やむを得ず生じる約定の取消しが必要となる場合への対応策について検討すべきである。今後、法律専門家の意見を踏まえて、各証券取引所において規則上の手当てなど、必要な措置を講じることが適当と考えられる。

## (2) 売買に関する規制措置

証券取引所は、必要に応じて売買に関する規制措置を発動することができることとされており、これまでも有事の際に何らかの売買に関する規制措置を発動する例は見られた。

こうした例を参考にして、有事の際に発動すべき規制措置を予め定めることを、取引所取引に係る証券市場全体のBCPの一環として検討すべきという考え方があ

る。しかしながら、これらの規制措置は売買機会の制約や価格形成への影響などの副作用を有する可能性があることから、その都度、状況に応じた臨機応変な判断が求められるというのがこれまでの経験則である。

したがって、売買に関する規制措置については、予め発動するケースの想定は行わず、従来どおり証券取引所がケースバイケースで適切に判断することが適当であると考えられる。

## 5. 復旧・再開目標

当専門部会では、各インフラ機関におけるBCPに係る体制の現状と課題の検討を踏まえて抽出された課題のうち、中長期的な展望の下で検討すべき課題として、まず第一に、復旧・再開目標について検討した。

復旧・再開目標は、取引所取引における役割・機能に応じて設定されるべきものと考えられる。すなわち、清算・決済機能と約定機能に分けて設定することが適当である。

まず清算・決済機能については、その特徴として、未決済約定の清算・決済が困難になり又は遅延が生じた場合には売買の継続が困難になり又はその再開の遅延につながる事、同様の原因により予定されていた決済を繰延べなければならぬ事となつた場合には金融システム全体のシステミックリスクにつながるおそれがあることが挙げられ、また、海外の主要な市場では短時間での復旧・再開目標を持つ傾向にあることも併せ考慮すると、「リスク事象の発現後おおむね2時間以内」を復旧・再開目標とすることにより、当日中の清算・決済分については当日中に結了し、可能な限り決済の繰延べを行わないようにすることが適当と

考えられる<sup>4</sup>。

次に約定機能については、売買の再開には清算・決済機能の復旧・再開を前提とせざるを得ないが、一方で、我が国経済における証券市場の果たすべき役割の拡大に伴い、できるだけ早期の復旧・再開に対する要請が高まっており、また、海外の主要な市場では短期日での復旧・再開目標を持つ傾向にあることも併せ考慮すると、「リスク事象の発現後おおむね24時間以内」を復旧・再開目標とすることにより、可能な限り取引日を空けずに売買の再開を可能にすることが適当と考えられる。

各インフラ機関においては、取引所取引全体に占める役割や影響度に鑑み、復旧・再開目標の設定について、この報告を踏まえながら、それぞれの責任と判断において対応していくことが望まれる。

## 6. バックアップ体制

次に、各インフラ機関におけるBCPに係る体制の現状を踏まえ抽出された課題のうち、中長期的な展望の下で検討すべき第二の課題として、取引所取引についての事業の継続と復旧・再開目標の達成を支えるバックアップ体制について検討した。

前述の復旧・再開目標を達成するために、また、取引所取引に係る海外の主要なインフラ機関と同等のバックアップ体制を備えて国際的な競争力の維持・向上を図る観点から、更には、中央防災会議「首都直下型地震対策専門調査会」における議論など我が国におけるリスク管理意識の高まりへの対応といった観点から、取引所取引に係る各インフラ機関においては、プライマリーサイトとの同時被災を避けることが可能と考えられる立地にバックアップサイトを設けるなど、バックアップサイト・バックアップオフィスの整備をはじめとしたバックアップ体制の強化を進めることが求められる。

我が国においては、現在のところ、インフラ機関の多くがバックアップサイト

---

<sup>4</sup> 清算・決済機能に係る業務のうち証券決済関連業務に関しては、インフラ機関におけるシステム障害やオペレーション障害によって短時間（3時間程度）の業務停止が発生した場合であっても、手作業による処理などの代替措置や決済時限の変更等により、当日中の決済結了が可能であることが確認されている（8ページ参照）。

を有していないことが判明しているが、証券市場の役割の高まりや国際的な動向に鑑みると、インフラ機関は、バックアップサイトの保有を基本とすべきである。特に、約定機能への影響やシステミックリスクの懸念等を踏まえると、清算・決済機能に係るバックアップサイトの構築は、約定機能に係るものよりも優先されるべきである。

今後、各インフラ機関が具体的にバックアップ体制をどのように構築していくかについては、取引所取引全体に占める役割や影響度等に応じて、採りうる方策のメリット・デメリットを勘案しながら、各インフラ機関がそれぞれにおいて経営判断し、適切と考える対応を実施していくことが適当と考えられる。

各インフラ機関がバックアップ体制の強化を進めるに当たっては、証券市場全体の効率化等が図られるよう、証券市場全体のシステム共通基盤としての整備の可能性についても検討すべきである<sup>5</sup>。

特に、バックアップサイトの構築に伴い拡張が必要となるネットワークについては、米国の例も参考にしつつ共同化を図ることは、コスト面・機能面で極めて有効であると考えられる。また、バックアップサイトについては、施設を共同化するだけでもコストメリットがあると考えられる。

なお、バックアップ体制の整備には、有事の際にバックアップサイト・バックアップオフィスなどを機能させるために、人的資源の確保が必須となる。各インフラ機関においては、今後、この点についても重要な経営課題として検討していくことが望まれる。

## 7. 情報の集約・還元・提供を図る体制

当専門部会では最後に、有事の際のインフラ機関における対応として重要な情報の集約・還元・提供を図る体制について検討した。

各インフラ機関は、取引参加者等の事業継続に支障が生じた場合に、そうした状況に係る情報を適時に入手する体制について整備を進める必要があると考えら

---

<sup>5</sup>証券市場全体としてのコストメリットと個々のインフラ機関におけるコストメリットとは必ずしも一致しない場合がある。

れる。

同時に、各インフラ機関における有事の際の対応が、取引所取引全体として整合性のとれたものとなるよう、各インフラ機関は、インフラ機関間の適切な連絡体制を整備すべきである。

また、各インフラ機関は、関係者の業務遂行に対する影響度の大きさや社会的な関心も踏まえ、有事の際にBCPを発動する場合や、売買の停止、清算・決済に係る代替運用の適用など特別な措置を講じる場合には、それについて速やかに情報を発信し、関係者に周知できる適切な体制を整備すべきである。

連絡等の体制のうち、有事の際にインフラ機関において必要な情報を集約し、それを関係者に還元・提供を図る手段としては、現状では、電話及びFAXが中心となっている。

しかしながら、有事の際には、電話、FAXといった通信手段が繋がりにくくなり、情報伝達等に支障が生じるおそれがあるため、現状におけるこれらの手段に加え、特定の通信回線の被災には影響されにくく、一覧性等の利便性も高いとされるウェブサイトを通じた情報伝達等について検討すべきである。

このウェブサイトを利用した情報伝達等については、現在BCP運営専門部会において検討が進められているが、専用ウェブサイトの構築により、インフラ機関及び取引参加者等の事業継続の状況等に関して必要な情報が一元的に管理され、関係者に適時適切に提供されることは、想定される有事の際には極めて有効であり、可能な対応から順次実施されることが望まれる。その際には、取引所取引の商品別に、フロント及びバックの情報を登録・閲覧することを可能とするなど、必要な項目が盛り込まれるよう構築されることが望ましい。

なお、上記の専用ウェブサイトを通じた情報伝達等が利用できるようになるまでの間についても、各インフラ機関においては、既存のインフラの活用や連絡網の充実・整備により、適時適切な情報伝達がなされるよう、体制整備に努めることが求められる。

## 8. おわりに

当専門部会では「取引所取引に係る証券市場全体のBCP」について、その特殊性を踏まえ、主にインフラ機関を対象に検討を行ったが、更なる効果を期待する観点から、そうした枠組みを超えて、証券市場全体として検討するに値すると

考えられる事項について、最後に提言する。

第一に、当専門部会は、インフラ機関のBCPについて提案等しているが、「取引所取引に係る市場全体としてのBCP」の観点からは、取引の仲介者という重要な役割を担う証券会社においてBCPが整備されることも、実効性の面で不可欠と考えられる。

この点について、証券会社各社においては、既にBCPの策定を済ませているところもあれば、現在策定中であるなど、状況は様々であると考えられるが、この報告を機に、インフラ機関における復旧・再開目標や、コンティンジェンシー・プランが発動された場合の売買の再開に関する考え方などを踏まえつつ、証券会社各社におけるBCPの策定や見直しといった取組みがこれまで以上に積極的に進められることが望まれる。

第二に、BCPの実効性・有効性を高めていくためには、机上の想定でプランニングを行うだけでなく、実際のテストを通じた確認や訓練を実施していくことが必要と考えられる。

そこで、インフラ機関においては、個々に行うだけでなく、各機関が協力してインフラ機関間の連携についても実際にテストを行い、確認・訓練を実施していくことが望まれる。

またその際には、証券会社にもテストへの参加を求め、「取引所取引に係る市場全体としてのBCP」の実効性・有効性の確保に努めていくことも重要と思われる。

各インフラ機関及び証券会社をはじめとした証券市場関係者においては、取引所取引に係る事業継続に対する投資者や社会一般の期待に応え、信頼性・利便性の高い市場を提供するべく、これまで以上に取引所取引市場において有する機能を適切に発揮するための適切な措置が講じられることを期待したい。

また、それによって我が国証券市場が国際的にも高い評価を確立し、我が国経済の発展により一層の貢献を果たすことを希望するところである。

以 上